

福井県越前市 総務部人事・法制課御中

## 越前市による「情報保護主義」の撤回を求める

### 開示請求・実施手数料導入に対する申入れ

2026年1月 日  
全国市民オンブズマン連絡会議

- 1 今般公開された「越前市情報公開制度の見直し」の素案（以下「本素案」と言う。）は、市の外部に住所をもつ者（以下「市外者」という。）の情報公開請求について、最低でも2000円の請求手数料を徴収することに加え、1枚100円あるいは1ファイル210円の高額の実施手数料（コピー代）の徴収を内容とするものであって、市外者による開示請求を高額化し、市外者による情報公開請求を阻止することを目的とした、いわば情報保護主義を全面に打ち出したものと言わざるを得ない。

しかしこれは、行政情報はすべての市民・国民のものだ、という私達市民オンブズマンの考え方と対立するものである。

- 2 行政の保有する情報は、当該自治体の住民のみに価値を有するものではない。豪雨や震災などの災害、地域全体の環境を悪化させたタンカーの座礁などの事件、原発事故やインシデントの発生を想定すれば、こうした事件に関する情報が、自治体の行政区画とは無関係に、全ての市民・国民に必要であることは明らかである。さらに、行政情報が、自治体を超える議論のテーマとなり、熟議によって自治体行政をより公正なものにしていくという、情報の循環こそ、情報公開制度が期待するところである。越前市情報公開条例が第1条で「知る権利の尊重」をうたい、第5条で何人も請求できる、と定めたのも、行政情報は越前市市民だけのものではないことを明らかにしている。

したがって、本素案は、実質的に越前市情報公開条例1条、5条に反し、さらに、情報の流通を保障した憲法21条の趣旨にも反するというほかない。

- 3 なお、本素案は、「市外の方からの請求であっても、報道機関からの請求など、特別な対応が必要と市長が認める場合は、市民等と同様に、請求手数料と実施手数料の市外者加算は徴収しません。」との定めを設けているが、これは市外者による開示請求を抑止することの問題のは正となるものではない。経済的負担の有無を市長の裁量判断にまかせることは、市長にとって都合の良い情報のみの公開を認めることにつながることは明らかで、市当局に都合の悪い情報をも開示することで、市政の公正な運営の確保及び市民と市との信頼関係の増進を図らんとした情報公開条例の趣旨と対立するからである。

- 4 よって、私達は素案から以下の削除を求めるとともに、情報が越前市民だけのものではないことに鑑みれば、市外者にもパブコメを募集するよう、求める。

- 1) 「市外請求者からの請求手数料」の削除
- 2) 「電磁的記録 1ファイル210円の実施手数料（市民・市外）」の削除
- 3) 「実施手数料 市外者加算」の削除

なお、本申入れに対する貴課の見解および対応方針を、2026年2月 日までに下記宛てに文書にてご回答いただきたい。

申入れ団体 〒460-0002 名古屋市中区丸の内3-7-9 チサンマンション

丸の内第2 502号室 全国市民オンブズマン連絡会議 事務局長 新海 聰

TEL. 052-953-8052 FAX. 052-953-8050

office@ombudsman.jp <https://www.ombudsman.jp/>